

京都市上下水道企業管理規程第11号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年4月25日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表以外の部分中「室」を削り、同項の表課又は室の名称の欄中「又は室」を削り、同表水道部の款漏水修繕センター準備室の項を削り、同条第3項中「及び浄水場」を「浄水場及びセンター」に改め、同項の表配水事務所の款調整課の項の名称の欄中「調整課」を削り、同款施設第1課の項係の名称の欄中「工事係」の右に「漏水調査係」を加え、同款漏水防止課の項を削り、同表中

「	<table border="1"><tr><td>疏水事務所</td><td></td><td>管理係, 施設係, 設備係</td></tr></table>	疏水事務所		管理係, 施設係, 設備係	を			
疏水事務所		管理係, 施設係, 設備係						
」								
「	<table border="1"><tr><td>疏水事務所</td><td></td><td>管理係, 施設係, 設備係</td></tr><tr><td>漏水修繕センター</td><td></td><td>事務係, 技術係</td></tr></table>	疏水事務所		管理係, 施設係, 設備係	漏水修繕センター		事務係, 技術係	に改める。
疏水事務所		管理係, 施設係, 設備係						
漏水修繕センター		事務係, 技術係						
」								

第1条第5項中第24号を第25号とし、第18号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 漏水修繕センター 京都市伏見区深草六反田町5番地5

第2条第3項中「又は室」を削り、同条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項に次の1号を加える。

(4) 漏水修繕センターに所長，係に係長を置く。

第2条中第8項を第7項とし，第9項を第8項とし，第10項を第9項とする。

第3条第1項中「，室長」を削り，同条第6項中「，室長補佐」を削り，同条第8項中「及び疏水事務所長」を「，疏水事務所長及び漏水修繕センター所長」に改める。

第5条第3項中「又は室長」及び「，室長補佐」を削り，同条第5項中「疏水事務所長」の右に「，漏水修繕センター所長」を加える。

第16条第5号中「配水事務所」の右に「及び漏水修繕センター」を加える。

第17条を削り，第18条から第27条までを1条ずつ繰り上げる。

第28条お客さまサービス係の項中第18号を第19号とし，第8号から第17号までを1号ずつ繰り下げ，第7号の次に次の1号を加える。

(8) 水道メーターの設置及び取替えに関すること。

第28条給水工事係の項第6号を削り，同条を第27条とする。

第29条調整課の款を削り，同条施設第1課の款の前に次の1項を加える。

#### 事務係

(1) 所に属する器具，資材及び車両の管理に関すること。

(2) 所に属する工事に関する渉外事務に関すること。

(3) 工事中資材の出納保管に関すること。

(4) 京都市上下水道局会計規程第28条の規定により前渡された貯蔵品の管理に関すること。

(5) その他所の庶務に関すること。

第29条施設第1課の款に次の1項を加える。

#### 漏水調査係

(1) 漏水防止計画に関すること。

(2) 漏水の調査に関すること。

第29条漏水防止課の款を削り、同条を第28条とし、第30条を第29条とし、第31条を第30条とし、同条の次に次の1条を加える。

(漏水修繕センター)

第31条 漏水修繕センターの事務分掌は、次のとおりとする。

事務係

- (1) 所に属する器具、資材及び車両の管理に関すること。
- (2) 所に属する工事等に関する渉外事務に関すること。
- (3) 所に属する工事等の統計に関すること。
- (4) 所に属する工事用資材及び給水装置用材料の出納保管に関すること。
- (5) 京都市上下水道局会計規程第28条の規定により前渡された貯蔵品の管理に関すること。
- (6) 給水装置の修繕料及び給水装置工事用材料の売却代金の調定及び徴収に関すること。
- (7) 特別給水に係る料金等の調定及び徴収に関すること。
- (8) その他所内庶務に関すること。

技術係

- (1) 漏水防止工事の施行に関すること。
- (2) 水道メーターの設置及び取替えに関すること。
- (3) 給水装置の修繕工事の施行に関すること。
- (4) 断水、濁水等に関する広報及び応急給水に関すること。
- (5) 特別給水に関すること。

附 則

この規程は、平成17年5月16日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)